

平戸市農業委員会第9回総会議事録

■開催日時：令和3年12月24日（金）15時00分～16時30分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：18人中16人出席 欠席委員：7番、18番 1番欠員、  
※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中 9人出席 欠席委員：2、4、5、7、9、  
10、13、17、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任技師 山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第21号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

報告第23号 使用貸借解約通知書について

議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第47号 第9回農用地利用集積計画(案)について

議案第48号 勧告対象候補農地の判断について

議案第49号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)に係る意見書について

追加議案

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第9回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>委員の皆様、改めましてこんにちは。</p> <p>本日は、総会後に懇親会を行うことで、午後3時からの開催となりました。皆様には大変お忙しい中、総会参加ありがとうございます。</p> <p>田平地区の小川隆友さんですが、4月に健康を害され入院をされ回復を願っていましたが、12月4日に残念ながらお亡くなりになりました。ご冥福をお祈りいたします。</p> <p>1年たつのは早いもので、あと一週間で、新年を迎えることとなります。冬とは思えない暖かさではありますが、だんだんと寒くなる予報ではあります。くれぐれも健康には気を付けて新年をお迎えください。</p> <p>本日は、報告3件、議案が4件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員7番、18番委員から欠席の届出、3番委員から遅刻の届け出がありますので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に4番、5番委員、書記に林局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>

会長	<p><b>■日程4 会務報告</b></p> <p>次に日程第4、12月の会務報告及び1月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは12月の主な会務報告をいたします。(12月会務報告を報告)</p> <p>次に1月の行事予定を申し上げます。(1月会務予定を報告)</p> <p>以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、1月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を1月26日(水曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を1月26日(水曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
	<p><b>■日程5 議事</b></p> <p><b>《報告第21号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について》</b></p> <p>次に、「報告第21号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2、3ページをお開きください。3ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番 届出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、大島村大根坂字赤葉恵1283番1地目は畑で、658㎡の内180㎡です。用途は農業用施設用地で第2種農地となります。中をコンクリートで行うということでの届出になります。</p> <p>理由としては、申出人は、葉タバコ農家で、耕作に必要な堆肥を収容する堆肥舎の建設をしたいとのことで、場所についても特に問題にはならないと思います。</p> <p>(スライド説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局から報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、質疑を終結し、報告第 21 号を終わります。</p> <p><b>《報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》</b></p> <p>次に、「報告第 22 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 4 ページからになります。 5 ページをご覧ください。 整理番号 1 番、貸人・借人については記載のとおりです。 貸借農地は田平町福崎免字水ノ本 686 番、地目は畑で 466 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 3 筆、面積が 1,098 m<sup>2</sup>。契約内容については、備考欄のとおりです。解約理由については、解約後に借人が同農地を購入することになっており、所有権移転の手続きをするための解約となります。 説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 22 号を終わります。</p> <p><b>《報告第 23 号 使用貸借解約通知書について》</b></p> <p>次に、「報告第 23 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告 23 号 「使用貸借解約通知書」についてご説明いたします。 議案の説明は 6 ページからになります。7 ページをご覧ください。 整理番号 1 番 貸人、借人については記載のとおりです。貸借農地は田平町以善免字崎大久保 1386 番、地目は畑で 518 m<sup>2</sup>外 8 筆、合計面積は 7,092 m<sup>2</sup>。契約内容は備考欄のとおりです。 解約理由については、借受人の変更によるものです。 整理番号 2 番 貸人、借人については記載のとおりです。貸借農地は大島村西宇戸字キシャノ木 900 番 1、地目は田で 712 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計面積は 6,167 m<sup>2</sup>。契約内容は備考欄のとおりです。 解約理由については、借受人が所有権の移転のため契約の変更を行うものです。 整理番号 3 番 貸人、借人については記載のとおりです。貸借農地は中野大久保町字土取場 735 番 2、地目は田で 2,520 m<sup>2</sup>契約内容は備考欄のとおりです。</p>

事務局	<p>解約理由については、借受人が所有権の移転のため契約の変更を行うものです。</p> <p>次に 8 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 4 番</p> <p>貸人、借人については記載のとおりです。貸借農地は田平町福崎免字西割畑 660 番 1、地目は畑で 1,631 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計面積が 3,379 m<sup>2</sup>。契約内容は備考欄のとおりです。</p> <p>解約理由については、借受人が所有権の移転のため契約の変更を行うものです。</p> <p>整理番号 5 番</p> <p>貸人、借人については記載のとおりです。貸借農地は田平町荻田免字柿木田 1277 番、地目は田で 928 m<sup>2</sup>。契約内容は備考欄のとおりです。</p> <p>解約理由については、貸人・借人が死亡したため解約を行うものです。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 23 号を終わります。</p>
	<p><b>《議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</b></p> <p>次に、「議案第 46 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 9・10 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、鮎川町字山庵 281 番 3、地目は畑で、地積 386 m<sup>2</sup>、農地種別は第 2 種農地となります。事由は一般住宅を建設のため、売買による所有権移転となっております。</p> <p>場所は、津吉町から大佐志町に抜ける途中になります。第 2 種農地の判断としては、他の農地とは連続しておらず、宅地等になっているために第 2 種に該当します。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほどよろしく申し上げます</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、ここで、立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>

12番委員	<p>議案 46 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 12 月 15 日 午前 9 時 30 分頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。</p> <p>今回の申請は、一般住宅建築によるもので、周囲に農地もなく、隣接する住宅にも、特に影響はないと思います。</p> <p>また、雨水等についても、道路排水溝で対応できるものと考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>																		
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 46 号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありませんか。</p>																		
委員一同	<p>「異議なし。」</p>																		
会長	<p>異議なしと認め、議案第 46 号を原案のとおり許可することで決定いたします。</p>																		
事務局	<p><b>《議案第 47 号 第 9 回農用地利用集積計画（案）について》</b></p> <p>次に、議案第 47 号「第 9 回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の提案説明を求めます。</p> <p>議案の説明は 11 ページからになります。12 ページ上段をご覧ください。各筆明細は、農業経営基盤促進法による賃貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、大島村西宇戸字藪田 2076 番 1、現況地目「畑」、面積 1,236 m<sup>2</sup> 外 1 筆 計 1,300 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番についてはご一読をお願いします。</p> <table border="0" data-bbox="367 1747 1372 1881"> <tr> <td>小計</td> <td>新規</td> <td>1 件</td> <td>筆数が 2 筆</td> <td>面積</td> <td>1,300 m<sup>2</sup>、</td> </tr> <tr> <td></td> <td>再設定</td> <td>1 件</td> <td>2 筆</td> <td>面積</td> <td>4,105 m<sup>2</sup>、</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>2 件</td> <td>4 筆</td> <td>面積</td> <td>5,405 m<sup>2</sup>となります。</td> </tr> </table> <p>次に同ページ下段をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤促進法による使用貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 3 番</p>	小計	新規	1 件	筆数が 2 筆	面積	1,300 m <sup>2</sup> 、		再設定	1 件	2 筆	面積	4,105 m <sup>2</sup> 、	合計		2 件	4 筆	面積	5,405 m <sup>2</sup> となります。
小計	新規	1 件	筆数が 2 筆	面積	1,300 m <sup>2</sup> 、														
	再設定	1 件	2 筆	面積	4,105 m <sup>2</sup> 、														
合計		2 件	4 筆	面積	5,405 m <sup>2</sup> となります。														

事務局	<p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、紐差町字清水 1601 番 1、現況地目「田」、面積 1,102.81 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>計 新規 1 件 1 筆 面積 1,102.81 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>次に、13 ページをご覧ください。</p> <p>農地バンクを通じた賃貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 4 番</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、中野大久保町字柿松 153 番 1、現況地目「田」、面積 1,206 m<sup>2</sup>外 7 筆 合計面積が 10,505 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>計 新規 1 件 8 筆 面積 10,505 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>説明は以上のとおりです。</p>
会長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 47 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 47 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p><b>《議案第 48 号 勧告対象候補農地の判断について》</b></p> <p>次に、議案第 48 号「勧告対象候補農地の判断」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 48 号 勧告対象候補農地の判断について説明します。</p> <p>議案の説明は 14 ページになります。今年度、委員の皆様には状況調査をしていただいた農地について、A 判定農地に対して所有者の意向調査を行うことになっていますが、本来であれば調査票を出して意向の確認されない場合に現地確認を行うのですが、今回事前確認という形でさせていただきました。</p> <p>勧告対象農地については、中間管理機構に預けて農地を貸し付けないか勧告をする制度がありますが、その判断については、基準があることから、前段でふるいをかけています。対象農地については、農振農用地であるかどうか、利便性（進入路・用水等）がある農地となっ</p>

ていますので、判断を行うために事前に現地の確認を行っています。  
A判定農地については、全地区で820筆ほどありましたがその中で10筆程度を確認し、勧告対象外と判断しました。

(スライド説明)

1番 北部地区 大山町字下方277番 田 1,157㎡については不整形地で用水に乏しい環境で、海に面していて塩害が懸念され耕作には不向きであることで勧告対象外としました。

2番 中部地区 大川原町字御門589番 田 1,365㎡については進入路が狭小で耕作性に劣るが不耕作地相当であり、勧告対象外としました。

3番 南部地区 西中山町字大道添146番 田 1,110㎡については農地の表土が少なく、耕しても瓦礫が多く耕作には不向きであることから勧告対象外としました。

4番 南部地区 西中山町字岩バエ184番1 田 1,143㎡については進入路が狭くトラクター等の使用ができないこと、用水が少ないことから耕作には不向きであり勧告対象外としました。

5番 生月地区 生月町里免字清水2249番 畑 1,208㎡については雑木が点在するなど荒廃しており、復旧が困難と見受けられることからB判定相当とし、対象外としました。

6番 生月地区 生月町里免字清水2254番 畑 1,210㎡については荒廃した状況ではないことから、不作地相当とし勧告対象外としました。

7番 田平地区 田平町下寺免字ダイラ1737番1 畑 2,525㎡については荒廃した状況ではないことから、不作地相当とし勧告対象外としました。

8番 田平地区 田平町下寺免字ダイラ1742番2 畑 1,736㎡については荒廃した状況ではないことから、不作地相当とし勧告対象外としました。

9番 田平地区 田平町小崎免字久保川759番1 畑 1,127㎡については水利に乏しく、イノシシ等の獣害が多発しており耕作には不向きであることから勧告対象外としました。

10番 大島地区 大島村前平字城ノ谷3052番1 田 2,293㎡については不整形地で進入路等耕作環境が機械化未対応であり、また傾斜が強く多段の農地であり耕作には不向きであることから勧告対象外としました。

以上説明を終わります。

会長

ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

6番委員

一覧を見ると不作地であることから、対象外となっているが、このままだと今後A判定となり、B判定となっていく可能性があるが、農地を守る観点から所有者に対し、指導等は考えているのか。

事務局

その懸念はあります。整理番号2番については、田であります但し耕作はしていなかった風に見えましたが、不耕作の状況でした。6番か



事務局	ら8番については、畑ですが見る時期だと思いますが、耕作されていたようにも見受けられました。委員おっしゃるように事前に対策すべきことは理解しています。意向調査を行うようにしていますので対応をいたしたいと思えます。
6番委員	農業委員会は農地を守ることが活動の一環になっている。農地は財産であり守るためには、勧告する前に何らかの対策をできないかと言っている。
会長	毎年、意向調査を行っていますが、なかなか調査票が返ってこない現状があります。また、6番委員の懸念もあります。我々、委員としても状況調査等行う中で不作地などを見かけたら活動の一環として、一言注意を行っていただければと思えますのでよろしくお願ひします。
事務局	6番委員の意見はもっともですが、関係農地は山際で、区画整理が行われていない農地が大半で、中間管理機構を使っても借りる人がいない。区画整理等行っている農地が荒廃するようならば、精力的に貸借等を進めていきます。ただ、区画整理が進んでいない荒廃農地については状況調査・意向調査による状況を確認しながら今後進めていきたい。
会長	ほかにありませんか。それでは、質疑を終結し採決に入ります。議案第48号について、原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会長	異議なしと認め、議案第48号を原案のとおり決定することといたします。
	<p><b>《議案第49号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見書について》</b></p> <p>次に「議案第49号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に係る意見書」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	資料については、別紙（案）になります。まずは、議案書の16ページをお願いします。基本構想（案）については農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が定めることになっており、定められた基本構想（案）について同法施行規則により農業委員会等の意見を聞かなければならないことになっていることから、提案されたものです。担当課（農林課）職員が来ておりますので、担当より説明をお願いします。
農林課	基本構想については概ね5年の周期で見直しを行っていますが、内容については各県、各市町でどの様な農業者を育てるか、また、どういった農地を担い手の皆さんに斡旋して経営をしやすくするための

農林課	<p>構想策定を義務付けられている。</p> <p>令和3年4月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しを県が行ったことにより、その内容に合わせながら平戸市における構想の見直しを行ったものです。</p> <p>前回の構想を踏襲しながら、現状の事例等に合わせ、数値目標を修正し、案として提示しております。</p> <p>(資料説明)</p> <p>よろしく、ご審議ください。</p>
会長	<p>ただいま、事務局・担当課の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
11番委員	<p>先ほどの説明の中で、たとえば新規就農者について、前回より3名が6名に増やしているといったが、前回の成果・結果や問題点を踏まえての構想になっているのか。ただ単に数字を並べても絵に描いた餅になってしまうが、どうか。</p>
農林課	<p>本構想には、結果等について、網羅した上で、もう一つ上のステップがされているか。の質問ですが、前構想の結果等について、今回構想の中には、記載されていません。ただし、基本構想策定する上では、各項目の取り組み結果や、問題点も含めて検討したうえで策定されております。</p>
11番委員	<p>先ほど議案の中でも、荒廃農地が増える一方でどうやって食い止めるかの問題もありましたが、我々も机上では立派なことを書きますが、現実には根本的な問題として高齢化、就業人口の減少があり、難しい問題だと思います。農業委員会としても、大きな仕事でもあります。それを踏まえての基本構想だと思いますので、我々も進めていく必要があると思います。</p>
農林課	<p>農地が減っていく中、どうすればいいのか、悩んでいるところではあります。その中で、地元の皆さんがどういう農地を守っていきたいか、また担い手の方が効率的に利用できるのは農地ですし、まとまった農地が必要であり、そのためには、地元での話し合いの中でより良い活用方法を考えていくのが必要で、冒頭言いましたが、<b>人・農地プラン</b>の中でそういった計画も含めて話し合っていきたいと思いますのでご協力下さい。</p>
6番委員	<p>質問しますが、目標にしている組織経営体について肉用牛80頭の経営体は現在何施設あるのか？</p>
農林課	<p>資料を持っていない。</p>
15番委員	<p>法人2戸 個人4戸</p>
農林課	<p>牛の値段がいい中で、経営確立ができてきたので、スムーズな事業</p>

	<p>計画を進めて個別の繁殖農家の皆さんが、法人化を目指すという動きが出てきていますので、これから増えていくのではないかと考えています。</p>
事務局	<p>あくまでも、基本的な経営体を示しているだけで、これに基づいて認定農業者とするわけではない。平戸市全体で約 170 戸ありますが、所得が 320 万円行けますよとなれば認定農業者と認められる。その基準が構想（案）になっていますが、基準の経営でなくても目標をクリアできることになれば、先ほどの牛 80 頭に満たなくても認められることとなります。構想についてはあくまでも目安ということでご理解ください。</p>
会長	<p>ほかにありませんか。それでは、質疑を終結し採決に入ります。議案第 49 号について、原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 49 号を原案のとおり決定することといたします。</p> <p>ここで、事務局から追加議案の申請があります。このことについて申請のとおり議事に諮ることに異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 50 号を、議事に追加することに決定しました。</p>
	<p><b>《議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</b></p> <p>それでは、「議案第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「追加議案 第 50 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」についてご説明いたします。資料は別紙になります。</p> <p>整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地は中野大久保町字土取場 735 番 2、地目は田で 2,520 m<sup>2</sup>。譲受人の耕作面積は 17,381 m<sup>2</sup>、取得後の面積が 19,901 m<sup>2</sup>になり、中野地区の下限面積 50 a をクリアします。理由は農業経営規模の拡大で売買での所有権移転となります。</p> <p>(スライド説明)</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>

会長	<p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 50 号について、原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 50 号を原案のとおり決定することといたします。</p>
会長	<p><b>■日程 6 閉会</b></p>
会長	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、平戸市農業委員会第 9 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p>
	<p>閉会時刻：16 時 30 分</p>
	<p>議長 _____ 印</p>
	<p>議事録署名人</p>
	<p>4 番委員 _____ 印</p>
	<p>5 番委員 _____ 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	欠員
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵

